

募集要領

1. 件名 松山競輪開催に伴う競輪選手等への給食業務委託

2. 概要及び目的

この要領は松山競輪の公平公正な競技の実施のため、松山競輪開催中（前検日含む）の競輪選手等への給食業務について、当該業務を適切かつ効果的・効率的に実施するため、専門的知識等を有する者に委託するにあたって、業務実施に最も適した受託者を特定する為に行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものとする、民間の優れた創造力・技術力・経験及び実績やコスト意識等を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものである。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 履行場所 多目的競技場東棟選手宿舎 松山市市坪西町796-6

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 契約予定金額 (令和4～8年度) (消費税及び地方消費税を含む。)

単価契約（1食当り）

朝食	880円	昼食	770円	夕食	3,300円
軽食	641円	夜食	2,200円	昼食(前検日)	641円

8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 過去3年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)上の営業処分を受けていない者であること。
- (3) 過去5年間(平成28年4月1日から令和3年3月31日まで)において、1食につき100名以上の給食業務の受託実績を1年以上有すること。
- (4) 食中毒事故等が発生した場合、事業者の責任において即刻対応できること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)、若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (9) 松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和3年11月10日から令和3年12月10日まで
- (2) 場 所 松山市市坪西町796-6 松山市産業経済部競輪事務所
- (3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/r3itaku/keirinkyusyoku.html>
*配布時間は9時～17時(土日、祝日を除く。)

10. 評価基準 評価基準書(別紙2)のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者2名を置き、意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和3年11月10日から令和3年11月25日(17時まで)
- (2) 受付方法
別紙様式に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受付けないものとする。
また、電子メールを送信した後に、競輪事務所まで送信した旨の電話をすること。
なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表
質問者に令和3年12月2日(17時)までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。
ホームページアドレス
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumuitaku/info/r3itaku/keirinkyusyoku.html>

14. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和3年12月10日 17時(必着)
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 1～5」の書類を提出すること
- (3) 提出場所 松山市市坪西町796-6 多目的競技場内
松山市産業経済部競輪事務所 担当:岡本・赤松
- (4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和3年12月17日 17時(必着)
- (2) 提出書類 「1 6. 提出書類 6～1 1」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各7部(正本1部・副本6部)

- (4) 提出場所 松山市市坪西町796-6 多目的競技場内
松山市産業経済部競輪事務所 担当:岡本・赤松
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

(6) 留意事項

企画提案書は、A4版縦・横書き、左上1箇所綴じで、表紙を除いて15枚以内とする。白黒、多色刷り、図の挿入の有無は問わない。

提案項目については、下記項目の順序・構成で作成すること。また、企画提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

① 業務実績

過去5年間における1食につき100名以上の業務受託実績を全て記入すること。

② 業務管理

ア) 従業員の配置計画

○朝食時、昼食時、軽食時、夕食時、夜食時のスタッフ配置及び人員について
従業員の松山市内在住者優先雇用等

イ) 従業員の指導監督

○自転車競技法(昭和23年法律第209号)に定める事項及び競輪場執務員に準ずる事項等(別紙「特記事項」)を遵守させるための従業員の指導監督方法等について

③ 業務内容

ア) 給食に対する考え方と個別対応

○選手の給食の重要性に対する考え方、メニューに対する考え方、選手の食欲不振時等の対応、食物アレルギーや禁止食等偏食についての考え方と対応、選手からのクレーム発生時の対応と防止策等
○提供する若しくは提供する予定のメニュー例の提出(様式5)
(3日開催時の全献立表・栄養価表を2種類作成すること。)

イ) 食の安全性等の確保

○食材納入業者の選定方法や納入業者の指導監督方法、食材の安全性の確認方法等
○食材の地産地消について

④ 衛生管理及び危機管理体制

事故発生時の対応及び防止策について

○企業として現在行っている取り組みや、当該事業での予定について
○食中毒や異物混入等の未然防止に向けての対策について

16. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び9～10の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑登録証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に競輪事務所に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に競輪事務所に相談すること。
6	企画提案書	A4サイズ縦置きとする。
7	会社概要（様式2）	補足として、会社パンフレット等の任意様式を追加で提出することも可
8	業務執行体制（様式3）	
9	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
10	経営状況等調査表（様式4）	
11	提供する若しくは提供する予定のメニュー例（様式5）	ミッドナイトを想定した、軽食・夜食を含むメニュー
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

17. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和3年12月下旬（詳細な時間は別途通知する。）
- (2) 実施場所 松山市市坪西町796-6 多目的競技場内 会議室
- (3) 実施時間 1者につき30分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 10分程度
- (4) 出席者
①1者につき3名までとする。
②業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、パソコン・プロジェクター等は参加者が用意すること。

18. スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表 | 令和3年11月10日 |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付 | 令和3年11月10日
～令和3年11月25日 |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 受付～令和3年12月2日 |
| (4) 参加表明書の提出締切り | 令和3年12月10日 |
| (5) 応募業者数等の公表 | 令和3年12月15日 |
| (6) 提案書等の提出締切り | 令和3年12月17日 |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和3年12月下旬（予定） |
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表 | 令和4年1月中旬（予定） |
| (9) 契約締結・公表 | 令和4年1月下旬（予定） |

※スケジュールについては、松山市の都合により変更する場合がある。

19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

20. 無効事項

以下の事項に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

21. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

- (8) 提出書類の記入において公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

2.2. 事務局

〒790-0948

松山市市坪西町 796-6 多目的競技場内

松山市産業経済部競輪事務所 担当：岡本・赤松

TEL：089-965-4322

FAX：089-965-4000

メールアドレス：keirin@city.matsuyama.ehime.jp